

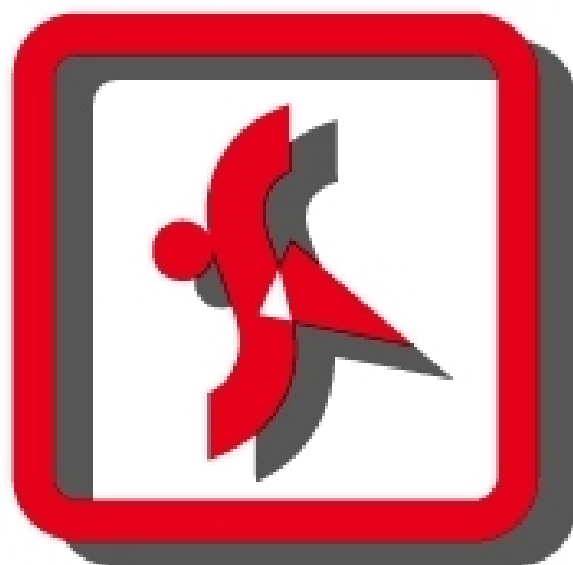
平成28年度

スポーツ振興基金助成金

(アスリート助成)

受給手続きの手引

※パラリンピックアスリート対象



スポーツ振興基金

平成28年4月

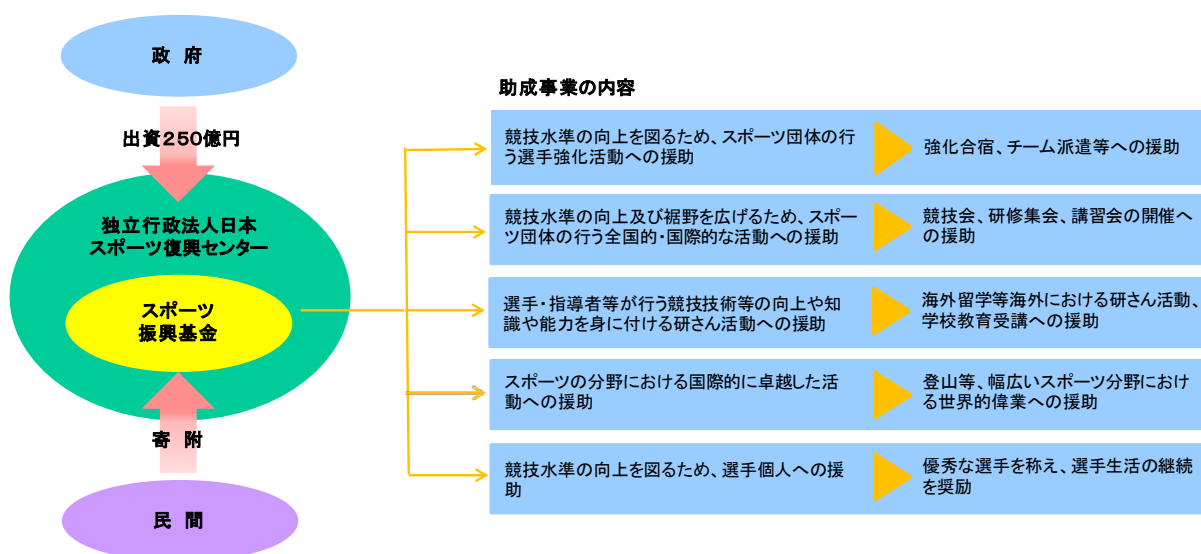
独立行政法人日本スポーツ振興センター

スポーツ振興基金助成金について

スポーツは、国民の心身の健全な発達に資するとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に寄与するものです。特に、我が国の国際的な競技水準の向上を期して、選手や指導者が安心してスポーツ活動に打ち込めるようにするとともに、スポーツの裾野を拡大するための施策を講じることは、国民のスポーツに対する意欲や興味を喚起し、広く我が国のスポーツの普及・振興を図る上で大きな意義を有しています。

このため、政府は平成2年度補正予算から250億円を出資し、独立行政法人日本スポーツ振興センターの前身である日本体育・学校健康センターにスポーツ振興基金を設置しました。これに民間からの寄附金約44億円を合わせて基金の拡充を図り、合計約294億円を原資に、その運用益により、スポーツ団体、選手・指導者等が行う各種スポーツ活動等に対して助成を行うこととしています。

助成金の交付を受けるに当たっては、上記趣旨をご理解いただくとともに、本「受給手続きの手引」を熟読の上、各種手続きを進めるようお願いします。



目次

平成28年度スポーツ振興基金助成金受給手続きについて	(頁)
1 助成の概要	3
2 助成の流れ	5
3 推薦手続きについて	8
4 助成決定者の選定について	9
5 交付の決定手続きについて	9
6 助成金の交付（支払）について	10
7 報告書類の提出について	11
8 J S Cの審査等について	12
9 助成金受給資格の喪失について	12
10 交付の決定の取消し及び罰則について	12
11 自署が難しい場合の対応について	13
12 パラリンピック開催年における対応について	13
13 助成金を受給する上での留意事項等（重要）	14
14 その他	15
15 お問い合わせ先	16
16 様式	

用語説明

J S C	独立行政法人日本スポーツ振興センター
J P C	日本パラリンピック委員会
N F	助成対象者が所属する統括競技団体
J A D A	公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構
J P C強化指定選手	日本パラリンピック委員会のパラリンピック強化指定選手
助成対象者	助成の対象となる者 （次に掲げるいずれにも該当し、J P CにおいてN Fと協議の上、推薦のあった選手 ・ J P C強化指定選手 ・ J A D Aの検査対象者登録リストに掲げられた選手 ・ 次回パラリンピック競技大会において活躍が期待され、助成対象期間を通じて選手生活を継続することが見込まれる選手）
助成決定者	助成対象者のうち、助成金の交付の決定を受けた者 （助成金交付決定通知書を受領した者）

1 助成の概要

(1) 目的

我が国における優秀な選手に対して助成を行うことにより、優秀な選手を称えるとともに、競技活動に専念した選手生活の継続を奨励し、競技水準の向上を図ることを目的としています。

(2) 助成対象者

助成の対象となる者は、次に掲げるいずれにも該当し、JPCにおいてNFと協議の上、推薦のあった選手とします。

ア JPC強化指定選手

イ JADAの検査対象者登録リストに掲げられた選手

ウ 次回パラリンピック競技大会において活躍が期待され、助成対象期間を通じて選手生活を継続することが見込まれる選手

認定区分	対象者
JSCトップアスリート	・ JPC強化指定選手 ・ 次回のパラリンピック競技大会において活躍が期待される選手

(3) 助成対象期間

助成対象期間は、原則として、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間とします。

※パラリンピック開催年における対応については、「12パラリンピック開催年における対応について」(P13)を参照ください。

(4) 助成金の額

助成金の額は、次の表に掲げる額とします。

認定区分	助成金の額
JSCトップアスリート	2,400千円

ただし、助成金受給資格を喪失した場合において、助成金受給資格を満たさない残りの助成対象期間の月数（助成金受給資格を喪失した月を除く。）に相当する額の助成金が既に交付されているときは、その返還を命じます。

「9 助成金受給資格の喪失について」(P12)を参照ください。

(5) 助成金交付決定の条件

助成金の交付の決定を受けるには、以下の条件等がありますので、あらかじめご承知おきください。

① J S C が行う助成選定者研修会を受講すること

- 【内容】 1. 助成金を受給するアスリートとしての義務・注意点について
2. 確定申告等について
3. アンチ・ドーピングについて

【日時】 平成28年6月30日(木) 15:00~17:30(予定)

平成28年7月 2日(土) 15:00~17:30(予定)

※やむを得ない理由(リオデジャネイロパラリンピックに向けた調整や同大会出場権獲得のための強化活動等)がある場合を除き、どちらか一方に出席いただきます。

希望日がある場合は推薦時にお知らせください。

【場所】 味の素ナショナルトレーニングセンター 大研修室

〒115-0056 東京都北区西が丘3-15-1 屋内トレーニングセンター1階

※欠席の場合は、事前に、NFを通じて、J S C に欠席理由を届け出る必要があります(様式任意)。

※やむを得ない理由により欠席となった者については、研修会受講と同等程度の義務を課すとともに、11月下旬~12月上旬に開催予定の第3回研修会を受講いただくか、原則12月末までに個別の研修会を受講いただきますので、ご承知おきください。詳細については、選定通知と併せてお送りいたしますので、ご確認ください。

※正当な理由なく研修会(個別の研修会を含む。)を欠席する場合は、交付決定を行わない又は交付の決定を取り消す場合もありますので、ご承知おきください。

※未成年者等は、保護者等の同席も可能としますが、代理出席は認めません。

※NF担当者の出席も可能としますが、代理出席は認めません。

② J S C が定める期日までに、助成金交付要綱等の遵守に関する『誓約書』を提出すること

※誓約書の記載事項

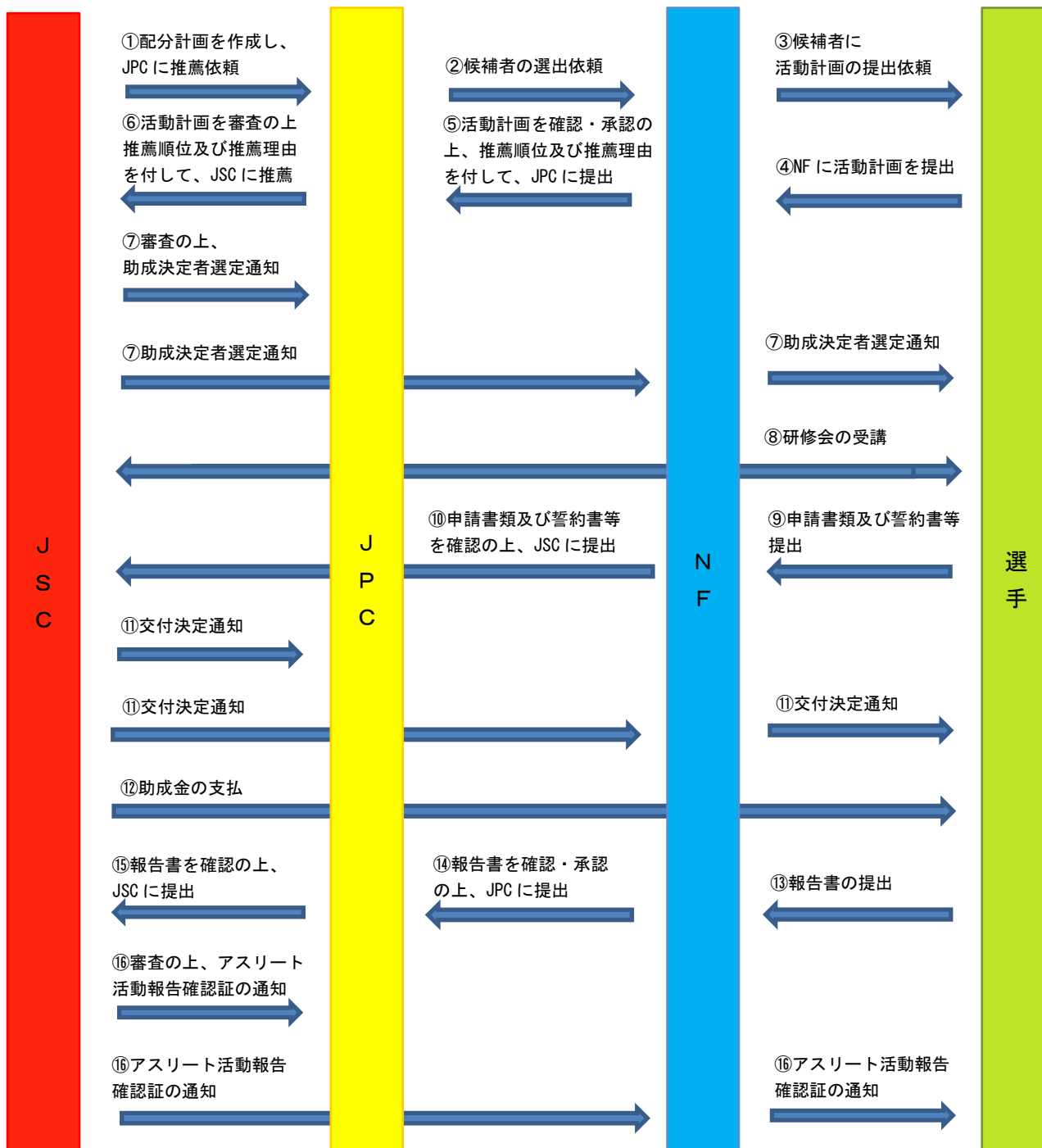
- ・アスリート活動計画書の記載内容に沿って助成対象期間を通じて選手生活を継続し、引退等により、助成対象期間を通じた選手生活の継続が見込まれなくなった場合など、助成対象者の要件を満たさなくなったときは、速やかにJ S C に助成金受給資格喪失届を提出すること
 - ・受給手続きの手引の内容を理解し、これに従うこと
 - ・スポーツにおけるドーピングの防止に関するガイドライン(平成19年5月9日文科科学省策定)の内容を理解し、世界アンチ・ドーピング規程及び日本アンチ・ドーピング規程に従うこと
 - ・受給した助成金を、寄附金として所属競技団体に拠出しないこと
 - ・確定申告等の税務上の手続き等を適正に行うこと
- など

③ J S C の広報活動等（※）に協力すること

（※） J S C 事業の広報、助成金交付式、「体育の日」中央記念行事等

（ N F の規定やスポンサー等との契約等により協力できない場合は個別にお問い合わせください。）

2 助成の流れ



時 期	No.	事 項	該 当 者	内 容
4 月	①	助成対象者の推薦依頼	J S C	<ul style="list-style-type: none"> ・ J S Cは、J P Cに意見を求めた上で、配分計画を作成します。 ・ J S Cは、J P Cに助成対象者の推薦を依頼します。
	②	候補者の選出依頼	J P C	<ul style="list-style-type: none"> ・ J P Cは、J S Cが作成した配分計画に基づき、N Fに候補者の選出を依頼してください。
	③	活動計画の提出依頼	N F	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該N Fは、J P Cから候補者の選出の依頼を受けたときは、候補者に所定の活動計画（P 8 参照）の提出を依頼してください。
5 月	④	活動計画の提出	選手	<ul style="list-style-type: none"> ・ 候補者は、活動計画（P 8～9 参照）をN Fへ提出してください。
	⑤	活動計画を確認・承認の上、提出	N F	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該N Fは、候補者から提出があった活動計画を確認・承認した上で、推薦順位及び推薦理由を付してJ P Cに提出してください。
	⑥	助成対象者の推薦	J P C	<ul style="list-style-type: none"> ・ J P Cは、N Fと協議し、推薦順位、推薦理由及び活動計画等を審査した上で、助成対象者を決定し、所定の推薦書類（P 8 参照）をJ S Cに提出してください。
6 月	⑦	助成決定者の選定	J S C	<ul style="list-style-type: none"> ・ J S Cは、推薦理由及び活動計画等について審査を行い、助成対象者の中から、認定区分ごとに助成金を交付すべき者を選定します。 ・ J S Cは、選定された選手、N F及びJ P Cに対し、助成決定者選定通知書を送付します（選定された選手への通知は、N Fを通じて行います。）。
	⑧	研修会の受講	選手	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選定された選手は、J S Cが行うアスリート助成決定者向け研修会を受講し、助成金を受給する上での義務や注意事項等を確認ください。
	⑨	申請書類及び誓約書等の提出	選手	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選定された選手は、研修会受講の後、申請書類と誓約書等（P 10 参照）をN Fへ提出してください。
	⑩	申請書類及び誓約書等を確認の上、提出	N F	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該N Fは、選定された選手から提出があった申請書類及び誓約書等（P 9～10 参照）を確認した上で、J S Cに提出してください。
7 月	⑪	交付の決定	J S C	<ul style="list-style-type: none"> ・ J S Cは、提出された申請書類及び誓約書等をもって、助成金の交付の決定を行い、当該助成決定者、N F及びJ P Cに対し、交付決定通知書を送付します（当該助成決定者への通知は、N Fを通じて行います。）。

7月 及び 12月	⑫	助成金の支払	J S C	・ J S Cは、交付決定後、2回に分けて助成決定者に助成金を支払います。
10月 及び 4月 又は助成 金受給資 格を喪失 した日か ら30日 以内	⑬	報告書の提出	選手	・ 助成決定者は、アスリート活動報告書（P 1 1参照）をNFへ提出してください。
	⑭	報告書を確認・承認の上、提出	N F	・ 当該NFは、助成決定者に、上記アスリート活動報告書（P 1 1参照）の提出を依頼し、確認・承認した上で、とりまとめてJ P Cに提出してください。
	⑮	報告書を確認の上、提出	J P C	・ J P Cは、NFから提出された上記アスリート活動報告書（P 1 1参照）を確認した上で、提出期日（P 1 1参照）までに、とりまとめてJ S Cに提出してください。
5月	⑯	アスリート活動報告の確認（助成金の額の確定）	J S C	・ J S Cは、アスリート活動報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合していることを確認し、当該助成決定者、NF及びJ P Cに対し、アスリート活動報告確認証（助成金交付額確定通知書）を送付します（当該助成決定者への通知は、NFを通じて行います。）。
		助成金の返還	選手	・ 助成決定者は、交付の決定の全部若しくは一部が取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、別に通知を受けた期限までにJ S C に返還してください。 ・ 返還についての通知は、J S Cから当該助成決定者、NF及びJ P Cに通知します（当該助成決定者への通知は、NFを通じて行います。）。

※選手の書類提出期日についてはNFに、NFの書類提出期日についてはJ P Cにご確認ください。

※時期につきましては、審査の状況により変更となる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

※パラリンピック開催年の特別措置については、上記と流れが異なります。『12 パラリンピック開催年における対応について』（P 1 3参照）に別途推薦手続き等を記載していますので、併せてご確認ください。

3 推薦手続きについて

(1) J P C

J P Cは、J S Cからの助成対象者の推薦依頼の通知（配分計画含む。）に基づき、N Fに対して候補者の選定依頼を行い、N Fと協議の上、提出書類①・②を作成し、メール及び郵送により別に通知する日までに、J S Cに提出してください。

その際、N Fから提出されたアスリート活動計画書（提出書類③）についても審査し、その他参考資料（提出書類④～⑥）を添付して郵送にて提出してください。

【提出書類】

- ① 推薦書（様式1）
- ② 推薦者一覧（様式2-2①）
- ③ アスリート活動計画書（様式7：N Fから提出されたもの）
- ④ J P C強化指定選手一覧
- ⑤ N F強化指定選手一覧
- ⑥ 参考資料（N Fの強化戦略プラン、過去の成績等）

【提出先】

<送信用メールアドレス>

josei4@jpnnsport.go.jp

<郵送書類提出先>

〒107-0061 東京都港区北青山2-8-35

独立行政法人日本スポーツ振興センター

スポーツ振興事業部 支援企画課アスリート支援係

※封筒に「基金助成金推薦書在中」と朱書きし、簡易書留・宅配便等、配達記録の残る方法で提出してください。

(2) N F

J P Cから候補者の選出依頼を受けたN Fは、候補者に、アスリート活動計画書の提出を依頼し、その内容について確認し、N Fの長が承認を行った上で、提出期日までに、推薦順位及び推薦理由を付し、N F強化指定選手一覧やN Fの強化戦略プラン、過去の成績等推薦根拠となる参考資料を添付してJ P Cに提出してください（提出期日、提出先及び提出書類は、J P Cにご確認ください。）。

(3) 選手

N Fから、J S Cに推薦される候補者として選出された選手は、提出期日までに、アスリート活動計画書（提出書類①）をN Fに提出してください（提出期日及び提出先は、N Fにご確認ください。）。

※自署が難しい場合は、「11 自署が難しい場合の対応について」（P 13参照）をご確認ください。

【提出書類】

① アスリート活動計画書 （様式7）

なお、JSCの定める書類については、JSCのホームページからダウンロードをして作成してください。

様式ダウンロード

<http://www.jpnsport.go.jp/sinko/kuji/kojin///tabid/969/Default.aspx>

4 助成決定者の選定について

スポーツ振興事業助成審査委員会において、助成金の配分額を決定し、その範囲内において、認定区分ごとに助成決定者となる者を選定します。具体的には、JPCから提出される推薦書及びアスリート活動計画書により、競技実績、推薦理由、活動計画等を審査のうえ、選定します。

審査結果については、JPCに通知します。選定された選手には、NFを通じ、助成決定者選定通知書を送付します。

なお、選定に当たっては、必要に応じNFへヒアリングを行うことがあります。

5 交付の決定手続きについて

助成決定者選定通知を受けた場合は、以下のとおり手続きを進めてください。JSCが行う助成選定者研修会の受講及び必要書類全ての提出をもって、助成金の交付の決定を行いますので、あらかじめご了承ください。

なお、助成金の交付の決定については、文書により通知します。審査手続期間中の採否に関するお問合せにはお答えできませんのでご了承ください。

(1) NF

NFは、選定通知を受けた選手に、JSCが行う助成選定者研修会への受講及び助成金の交付を受けるため申請に係る提出書類①～③の提出を依頼し、内容を確認した上で、別に通知する日までに、JSCへ提出してください。

※やむを得ない理由により、研修会を欠席する場合の手続き及び提出書類等については、別に通知します。

【提出書類】

① 助成金交付申請書 （実施要領別記様式第1）

② 銀行振込依頼書 （ホームページ掲載様式）

※本人名義以外の口座に振込を行う場合は委任状が必要です。

※委任状の様式は任意ですが、参考例をホームページに掲載する予定です。

③ 誓約書（ホームページ掲載様式：平成28年度用）

【提出先】

〒107-0061 東京都港区北青山2-8-35

独立行政法人日本スポーツ振興センター

スポーツ振興事業部 支援企画課アスリート支援係

※封筒に「基金助成金申請書在中」と朱書きし、簡易書留・宅配便等、配達記録の残る方法で提出してください。

(2) 選手

選定通知を受けた選手は、JSCが行う助成選定者研修会を受講し、提出期日までに、助成金の交付を受けるための申請に係る提出書類①～③を、NFへ提出してください（提出期日及び提出先は、NFにご確認ください。）。

誓約書の提出にあたっては、誓約書の記載内容をよく確認の上、署名ください。

※提出書類①～③のいずれかひとつでも未提出の場合は、交付の決定を行いません。

※やむを得ない理由により、研修会を欠席する場合の手続き及び提出書類等については、別に通知します。

※自署が難しい場合は、「11 自署が難しい場合の対応について」（P13参照）をご確認ください。

【提出書類】

① 助成金交付申請書（実施要領別記様式第1）

② 銀行振込依頼書（ホームページ掲載様式）

※本人名義以外の口座に振込を行う場合は委任状が必要です。

※委任状の様式は任意ですが、参考例をホームページに掲載する予定です。

③ 誓約書（ホームページ掲載様式：平成28年度）

なお、JSCの定める書類については、JSCのホームページからダウンロードをして作成してください。

様式ダウンロード

<http://www.jpnспорт.go.jp/sinko/kuji/kojin///tabid/971/Default.aspx>

6 助成金の交付（支払）について

助成金の交付（支払）は、助成金の交付決定後、2回に分けて行います（支払は銀行振込となります。）。

7 報告書類の提出について

(1) J P C

J P Cは、半期ごとにN Fにアスリート活動報告書及び補足資料の提出を依頼し、提出されたアスリート活動報告書等を確認の上、J P C強化指定選手一覧と併せ、提出期日までに、J S Cに提出してください。

なお、期日までに提出がない場合は、助成金交付の取消しを行う場合もありますので、ご注意ください。

【提出先】

〒107-0061 東京都港区北青山2-8-35

独立行政法人日本スポーツ振興センター

スポーツ振興事業部 支援企画課アスリート支援係

※封筒に「基金助成金報告書在中」と朱書きし、簡易書留・宅配便等、配達記録の残る方法で提出してください。

【提出期日】

上半期（4月～9月）分 平成28年10月28日（金）

下半期（10月～3月）分 平成29年 4月10日（月）

※助成金受給資格を喪失した場合は、その日から30日以内又は提出期日のいずれか早い日

(2) N F

N Fは、半期ごとに選手にアスリート活動報告書の提出を依頼し、N Fの長の確認・承認を得た上で、報告書の内容を確認できる補足資料（強化合宿への参加状況、競技大会における成績一覧等）を添付し、提出期日までに、J P Cに提出してください（提出期日及び提出先は、J P Cにご確認ください。）。

(3) 選手

選手は、提出期日までに、半期ごとの提出書類①を、N Fに提出してください（提出期日及び提出先は、N Fにご確認ください。）。

※自署が難しい場合は、「11 自署が難しい場合の対応について」（P 13 参照）をご確認ください。

【提出書類】

① アスリート活動報告書 （実施要領別記様式第12）

なお、J S Cの定める書類については、J S Cのホームページからダウンロードをして作成してください。

様式ダウンロード*

<http://www.jpnsport.go.jp/sinko/kuji/kojin///tabid/972/Default.aspx>

8 J S Cの審査等について

J S Cは、提出された報告書等の審査及び必要に応じて調査等を行い、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかの確認を行います。

審査等により、適合していると認められない場合は、J S Cは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該選手、N F及びJ P Cにその旨通知します。

9 助成金受給資格の喪失について

選手は、引退や選手生活の中断が生じた等、助成金受給資格を喪失した場合は、速やかに助成金受給資格喪失届(実施要領別記様式第7)を、N F及びJ P Cの確認・承認を得た上で、J S Cに提出してください。

また、N Fは、所属選手が助成金受給資格を喪失した場合は、速やかに助成金受給資格喪失届を提出するよう、指導徹底するとともに、当該選手から提出された助成金受給資格喪失届を確認・承認した旨の文書を添えて、J P Cを通じてJ S Cに報告してください。

この場合、J S Cは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該選手、N F及びJ P Cにその旨通知します。

10 交付の決定の取消し及び罰則について

J S Cは、助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成金の返還を命じます。

助成金の返還期限は、返還命令の日から20日以内とし、期限内に納付しなかった場合、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年10.95%の割合で計算した延滞金が課されますのでご注意ください。

また、虚偽の報告やドーピング違反、引退又は選手生活の中断があるにも係らず、J S Cに報告せず助成金を受給するなど、不正受給が発覚した場合、助成金の返還及び選手本人の受給資格停止処分等を科しますので、ご注意ください。

なお、不正受給にN Fが関与した場合は、N Fにも罰則を科すこととしますので、所属選手の活動の把握及び誓約事項の遵守に関する指導等を徹底してください。

11 自署が難しい場合の対応について

提出書類の中には、自署をしていただく書類がありますが、自署が難しい場合は、代理の方（原則、助成対象者本人の親族に限ります。）が代筆することが可能です。代筆する場合は、提出書類とともに別途代筆委任状を提出ください。

【提出書類】

- ①代筆委任状（ホームページ掲載様式）

12 パラリンピック開催年における対応について

リオデジャネイロパラリンピック開催年特有の事情を考慮し、平成28年度においては夏季競技に限り、次のとおり取り扱います。

（1）JSCトップアスリートが引退・長期休養する場合の取扱い

リオデジャネイロパラリンピック後にJSCトップアスリートが引退・長期休養（競技者としての進退が未定のまま、競技生活から長期間離れる場合を指す。以下同じ。）する場合において、以下の条件を満たす者に限り、下半期助成対象者の入れ替えを認めます。

- ① JSCトップアスリートの引退・長期休養により空いた配分枠に推薦できる者
 - ・リオデジャネイロパラリンピックで顕著な成績を残し、東京パラリンピックでの活躍が十分に期待される者
 - ・東京パラリンピックに向けた強化戦略プランに沿った強化対象として位置づけられている者

【資格喪失、推薦手続きについて】

入れ替えとなる助成対象者に係る資格喪失届、及び新たに推薦する候補者に係る推薦書類等を提出期日までに、JPCを通じてJSCにご提出ください。

【提出期日】

平成28年10月28日（金）

13 助成金を受給する上での留意事項等（重要）

アスリート助成における助成金の交付に伴い、以下の手続きが必要になります。

【所得税及び復興特別所得税の確定申告について】

アスリート助成における助成金は、一般的には所得税法上の雑所得（注1）に該当するため、原則として確定申告を行う必要があります（注2）。詳しくは、所轄の税務署にお問い合わせください。

（注1） プロスポーツ選手（事業所得者）の方が受給する助成金については、雑所得ではなく、事業所得となります。

（注2） 給与を1か所から受けていて、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）の合計額が20万円以下などの場合には確定申告を行う必要はありません。

※雑所得（事業所得）の金額の計算方法

- ・ 雑所得（事業所得）の金額 = 総収入金額 - 必要経費
- ・ 総収入金額：平成28年に交付決定を受けた助成金が対象となります（平成28年度の助成金は、全額、平成28年分の所得となります。）。
- ・ 必要経費：平成28年に確定したスポーツ活動に直接要する費用が必要経費になります。

（参考）必要経費として認められるものの例

スポーツ用具費、練習場借料、テーピングなどの消耗品費、
サプリメントなどの栄養費（食費は除く）、
大会会場へスポーツ用具を送る際の用具運搬費、大会や合宿への参加費、
大会や合宿・練習へ参加するための旅費・宿泊費、指導者等への謝金 など

【扶養者の扶養控除及び障害者控除について（受給者が親族等に扶養されている場合）】

受給者（選手）の合計所得金額が38万円を超える場合には、その受給者（選手）は、所得税法上、扶養控除の対象となる「扶養親族」に該当せず、障害者控除の適用もありません（注）。

したがって、助成金の交付に伴い、受給者（選手）の合計所得金額の見積額が38万円を超える場合において、受給者を扶養している方（選手の親族等）が受給者（選手）を扶養親族とする「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を勤務先に提出しているときは、当該申告書を訂正する必要があります。詳しくは、勤務先のご担当者にお問い合わせください。

（注） 受給者（選手）が自身の所得税の確定申告を行う場合には、所得金額に関わらず障害者控除の適用を受けることが可能です。

【健康保険について（受給者が親族等に扶養されている場合）】

所得金額によって、健康保険も扶養対象者から外れ、受給者が自分で国民健康保険を支払う必要も出てきますので、扶養者が加入されている健康保険及び市区町村の国民健康保険の担当課へご確認ください。

【障害者年金等の各種支援制度を活用している場合】

障害者年金等の各種支援制度を活用している場合には、アスリート助成における助成金の受給にあたり、あらかじめ各種支援制度を実施している担当部署へご確認ください。

【個人番号（マイナンバー）制度に伴う対応について】

個人番号（マイナンバー）制度導入に伴い、源泉徴収を行った上で助成金をお支払いしているプロスポーツ選手の方については、当センターより税務署に提出する支払調書などに個人番号の記載が必要となります。

個人番号の収集については、外部の事業者へ委託し、委託事業者から後日封書にて収集に関する書類を郵送させていただきます。ご提出いただく書類及び届出方法等の詳細については委託事業者からご案内いたします。

また、収集のため、当センターから氏名・生年月日・住所を委託事業者へ提出しますことをあらかじめご了承ください。

<委託事業者>

株式会社SAY企画

住 所 東京都豊島区東池袋1-48-10 25山京ビル812

連絡先 03-6907-1695

14 その他

（1）助成活動の公開等

JSCは、助成活動等により得られた成果について、不開示情報を除き、ホームページ等に公開します。

また、提出いただいた書類は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、情報公開の対象となります。

なお、助成金交付手続きに必要な書類に含まれる個人情報については、当該審査業務以外の用途に使用いたしません。

（2）助成活動等の評価等

選手は、助成対象期間終了後において、JSCの求めに応じて、JSCが定める当該助成活動等に係る評価及び経年後の調査等を実施することとなっておりますので、ご協力をお願いします。

（3）toto 理念広報への協力依頼

スポーツ振興くじ toto の収益の一部は、アスリート助成の財源となっています。

toto は「日本のスポーツの発展」に寄与するシステムであることをご理解いただき、このシステムを支えるくじの購入者へ感謝の意を伝えること及び更なる toto の応援団を増やすために、toto 理念広報へご協力をお願いします。

- ・ J S C主催のイベントへの出演
- ・ ホームページやSNS、広報誌へ掲載する記事への取材協力や活動写真の提供
- ・ スポーツ教室や講演会などのスポーツ普及活動における、totoのPR

totoの社会的意義が深まることで、安定的なスポーツ振興助成財源の確保へとつながります。
toto&BIG公式facebookページへ「いいね！」やシェアをしていただき、ソーシャルでの拡散にもご協力をお願いします。

15 お問い合わせ先

独立行政法人日本スポーツ振興センター
スポーツ振興事業部 支援企画課アスリート支援係

〒107-0061 東京都港区北青山2-8-35

TEL : 03-5410-9172

FAX : 03-5411-3477

メール : josei4@jpnsport.go.jp

第 号
平成 年 月 日

独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 殿

日本パラリンピック委員会
会長

㊟

平成 年度スポーツ振興基金助成金（アスリート助成）の助成対象者の推薦について

平成 年 月 日付け日ス振支企第 号で依頼のありました標記の件について、活動計画書の審査及び関係競技団体と協議の上、下記のとおり推薦します。

記

1 推薦区分及び推薦者数

(1) アスリート助成

① J S C トップアスリート 名

2 添付書類

推薦者一覧（様式2-2①）

活動計画書（様式7）

パラリンピック強化指定選手一覧

N F 強化指定選手一覧

その他参考資料（N F の強化戦略プラン等推薦の根拠となる資料）

様式2-2①

アスリート助成 推薦者一覧 (所属競技団体名 :)

提出日

■JSCトップアスリート

推薦 順位	助成 年度	推薦 区分	氏名	フリガナ	生年月日	年齢	性別	競技種目	強化指定選手	JADA 検査対象者	研修会			次回のパラリンピック競技大会において活躍が期待される事由			
											出欠	6/30	7/2	過去の主な成績	世界ランク	その他	
1						0											
2						0											
3						0											
4						0											
5						0											
6						0											
7						0											
8						0											
9						0											
10						0											
11						0											
12						0											
13						0											
14						0											
15						0											

推薦理由

アスリート活動計画書

申請者名 _____

競技種目	
所属団体・チーム名	
生年月日（年齢）	年 月 日 （ 歳）
過去の主な成績	

活動計画	裏面記載
パラリンピック競技大会 における目標等	
今年度の目標等	

【確認欄】

本計画書の記載内容が適切であることを確認しました。
 なお、引退等により助成対象者の要件を満たさなくなった場合は、速やかにその旨を報告するよう選手に対する指導を徹底します。

平成 年 月 日 所属競技団体の長 _____

様式 7

活動計画						
		参加予定合宿 (日程・名称・場所)	出場予定大会 (日程・名称・場所)	トレーニング (日程・内容・場所)	その他 (日程・内容・場所)	備考
上半期	4月					
	5月					
	6月					
	7月					
	8月					
	9月					
下半期	10月					
	11月					
	12月					
	1月					
	2月					
	3月					